

第1回 阿賀野川水系流域委員会

議 事 次 第

日時：令和5年10月26日（木）10:00～11:00
場所：[新潟会場] 新潟県自治会館 201会議室
[会津若松会場] 阿賀川河川事務所 会議室

1. 開 会
2. 挨拶
3. 出席者の紹介
4. 設立趣意、規約 [資料1、2-1、2-2、2-3]
5. 委員長の選出
6. 議 事
 - (1) 阿賀野川水系流域委員会及び部会の進め方 [資料3]
 - (2) 今後の予定 [資料4]
7. 閉 会

【配付資料】

- ・議事次第
- ・委員名簿
- ・席次表
- ・資料1 阿賀野川水系流域委員会 設立趣意書
- ・資料2-1 阿賀野川水系流域委員会 規約（案）
- ・資料2-2 阿賀野川水系流域委員会 公開規定（案）
- ・資料2-3 阿賀野川水系流域委員会 傍聴規定（案）
- ・資料3 阿賀野川水系流域委員会の進め方
- ・資料4 今後の予定

第1回 阿賀野川水系流域委員会 委員名簿

氏名	所属・役職	会場
あさおか 朝岡 よしひろ 良浩	日本大学工学部 教授	WEB
いいだ 飯田 みどり 碧	新潟大学 佐渡自然共生科学センター 海洋領域 准教授	(欠席)
いしだ 石田 あきお 明夫	NPO法人 会津阿賀川流域ネットワーク 理事長	(欠席)
おざわ 小沢 けんいち 謙一	新潟商工会議所 理事・事業部長	新潟
かみたに 紙谷 ともひこ 智彦	新潟大学名誉教授	新潟
きや 木谷 こうへい 耕平	会津大学短期大学部産業情報学科 准教授	WEB
さいとう 斎藤 まさひろ 昌廣	会津イトヨ研究会 会長	会津若松
さかした 坂下 さとし 諭	福島県植物研究会	会津若松
しばざき 柴崎 やすひで 恭秀	会津大学短期大学部産業情報学科 教授	会津若松
ちば 千葉 あきら 晃	日本歯科大学名誉教授、新潟県野鳥愛護会 代表	新潟
ながばやし 長林 ひさお 久夫	日本大学工学部 名誉教授	会津若松
なかむら 中村 しげる 茂	株式会社新潟日報社 編集局総務兼報道本部長兼論説編集委員	新潟
ねぎし 根岸 むつひと 睦人	新潟大学 経済科学部 総合経済学科 准教授	新潟
はやし 林 せいじ 誠二	国立環境研究所福島地域協働研究拠点 研究グループ長	会津若松
ほそやまだ 細山田 とくぞう 得三	長岡技術科学大学 工学部 環境社会基盤系 教授	新潟
まつざき 松崎 さきち 佐吉	会津南部土地改良区連合 理事長	(欠席)
まつだ 松田 しょうえつ 昭悦	阿賀用水右岸土地改良区連合 理事長	新潟
まつだ 松田 ようこ 曜子	長岡技術科学大学 工学部 環境社会基盤系 准教授	新潟
みさわ 三沢 しんいち 眞一	新潟大学名誉教授	新潟
みつた 満田 しんや 信也	(財) 日本野鳥の会 会津支部 幹事	会津若松
やまだ 山田 ただし 正	中央大学 研究開発機構 機構教授	新潟

(50音順、敬称略)

第1回阿賀野川水系流域委員会 座 席 表

新潟会場

○
委員長

新潟大学 経済科学部 総合経済学科
准教授
根岸 睦人 ○

(株)新潟日報社 編集局総務兼
報道本部長兼論説編集委員
中村 茂 ○

日本歯科大学名誉教授
新潟県野鳥愛護会 代表
千葉 晃 ○

新潟大学名誉教授
紙谷 智彦 ○

新潟商工会議所 理事・事業部長
小沢 謙一 ○

長岡技術科学大学 工学部
環境社会基盤系 教授
細山田 得三 ○

阿賀用水右岸土地改良区連合 理事長
松田 昭悦 ○

長岡技術科学大学 工学部
環境社会基盤系 准教授
松田 曜子 ○

新潟大学名誉教授
三沢 眞一 ○

中央大学 研究開発機構
機構教授
山田 正 ○

(敬称略)

事 務 局

事 務 局

事 務 局

○ ○ ○

北陸地方整備局
河川部 河川計画課長
高橋 恵理

北陸地方整備局
河川部 河川部長
松浦 直

会津若松会場

(財)日本野鳥の会
会津支部 幹事
満田 信也 ○

国立環境研究所
福島地域協働研究拠点
研究グループ長
林 誠二 ○

会津大学短期大学部
産業情報科 教授
柴崎 恭秀 ○

日本大学工学部
名誉教授
長林 久夫 ○

会津IT3研究会
会長
齋藤 昌廣 ○

福島県植物研究会
坂下 諭 ○

WEB参加

○ 日本大学工学部
教授
朝岡 良浩

○ 会津大学短期大学部
産業情報科 准教授
木谷 耕平

阿賀野川水系流域委員会 設立趣意書（案）

平成9年の河川法改正により、河川整備の長期的な目標を示す「河川整備基本方針」と、河川整備基本方針に即し具体的な河川整備の実施に関する事項を定める「河川整備計画」を策定することが規定されました。特に、河川整備計画の策定に際しては、河川に関し学識経験を有する者、関係住民、地方公共団体の長の意見を反映する手続きが導入されました。

阿賀野川水系においては、平成19年11月に「阿賀野川水系河川整備基本方針」を策定し、これを受け、今後概ね30年間の具体的な河川整備に関する事項を定めた「阿賀野川水系河川整備計画（大臣管理区間）」（以下、「河川整備計画」という。）を平成28年5月に策定しました。

この河川整備計画に基づき、今日まで治水・利水・環境に関する施策を実施してきているところです。

今般、河川整備計画の計画対象区間における策定後の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を踏まえた点検結果について学識経験を有する者から意見を聴くことを目的として、「阿賀野川水系流域委員会」を設立するものです。

阿賀野川水系流域委員会 規約（案）

第 1 条（名称）

本会は、「阿賀野川水系流域委員会」（以下「委員会」という）と称する。

第 2 条（目的）

委員会は、河川に関して学識経験を有する者が「阿賀野川水系河川整備計画（大臣管理区間）」の変更や、各種施策の進捗等に関して意見を述べることを目的とする。

- 2 委員会は、河川整備計画に基づく事業のうち、水系全体を評価単位とする事業の計画段階評価、再評価、事後評価について審議を行う。

第 3 条（組織等）

委員会は、国土交通省北陸地方整備局長（以下「局長」という）が設置する。

- 2 委員会は、「阿賀野川水系流域委員会上流部会」「阿賀野川水系流域委員会下流部会」を設置する。
- 3 委員会の委員は、局長が委嘱し、別添の通りとする。
- 4 委員の任期は 1 期 2 年以内とするが、再任することができる。

第 4 条（委員長等）

委員会には委員長を置くものとし、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、その円滑な運営と進行を総括する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長が予め指名する委員がその職務を代行する。

第 5 条（委員会）

委員会の招集は、局長より委任された北陸地方整備局河川部長（以下「部長」という）が行うものとする。

- 2 委員会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。
- 3 審議にあたり、部長が必要と認め、委員総数の二分の一以上の同意が得られた場合は、委員以外の者に対し、参考人として出席を求めることができる。

第 6 条（情報公開）

委員会及び配布資料等については原則公開とし、その公開方法は委員会にて定める。

第 7 条（事務局）

事務局は、北陸地方整備局河川部に置く。

第 8 条（規約の改正）

本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

第9条（雑則）

本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則（施行期日）

本規約は、令和5年 月 日より施行する。

第1回 阿賀野川水系流域委員会 委員名簿

氏名	所属・役職	備考
あさおか 朝岡 よしひろ 良浩	日本大学工学部 教授	
いいだ 飯田 みどり 碧	新潟大学 佐渡自然共生科学センター 海洋領域 准教授	
いしだ 石田 あきお 明夫	NPO法人 会津阿賀川流域ネットワーク 理事長	
おざわ 小沢 けんいち 謙一	新潟商工会議所 理事・事業部長	
かみに 紙谷 ともひこ 智彦	新潟大学名誉教授	
きや 木谷 こうへい 耕平	会津大学短期大学部産業情報学科 准教授	
さいとう 斎藤 まさひろ 昌廣	会津イトヨ研究会 会長	
さかした 坂下 さとし 諭	福島県植物研究会	
しばざき 柴崎 やすひで 恭秀	会津大学短期大学部産業情報学科 教授	
ちば 千葉 あきら 晃	日本歯科大学名誉教授、新潟県野鳥愛護会 代表	
ながばやし 長林 ひさお 久夫	日本大学工学部 名誉教授	
なかむら 中村 しげる 茂	株式会社新潟日報社 編集局総務兼報道本部長兼論説編集委員	
ねぎし 根岸 むつひと 睦人	新潟大学 経済科学部 総合経済学科 准教授	
はやし 林 せいじ 誠二	国立環境研究所福島地域協働研究拠点 研究グループ長	
ほそやまだ 細山田 とくぞう 得三	長岡技術科学大学 工学部 環境社会基盤系 教授	
まつざき 松崎 さきち 佐吉	会津南部土地改良区連合 理事長	
まつだ 松田 しょうえつ 昭悦	阿賀用水右岸土地改良区連合 理事長	
まつだ 松田 ようこ 曜子	長岡技術科学大学 工学部 環境社会基盤系 准教授	
みさわ 三沢 しんいち 眞一	新潟大学名誉教授	
みつた 満田 しんや 信也	(財) 日本野鳥の会 会津支部 幹事	
やまだ 山田 ただし 正	中央大学 研究開発機構 機構教授	

(50音順、敬称略)

阿賀野川水系流域委員会 公開規定（案）

第 1 条（目的）

本規定は、阿賀野川水系流域委員会規約第 6 条に基づき、阿賀野川水系流域委員会（以下、「委員会」という。）の公開方法を定めるものである。

第 2 条（委員会開催の通知）

委員会の開催については、記者発表を行うとともに、北陸地方整備局ウェブサイトにより一般に周知する。

第 3 条（委員会の傍聴）

委員会は傍聴可とし、傍聴に関し必要な事項は別途定めるものとする。

第 4 条（資料の配付）

委員会で委員に配付される資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、委員会の場で傍聴人にも配付する。

第 5 条（資料の公開）

委員会で委員に配付された資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、ウェブサイトにて公表する。

- 事務局は、委員会終了後速やかに議事概要を作成し、発言者に確認後、ウェブサイトにて公表する。なお、プライバシーに関わる事項等、情報公開にそぐわない内容は記載しないものとする。

第 6 条（その他）

本規定の変更や本規定に定めのない事項については、委員会で定めるものとする。

附則（施行期日）

本規定は、令和 5 年 月 日より施行する。

阿賀野川水系流域委員会 傍聴規定（案）

第 1 条（目的）

本規定は、阿賀野川水系流域委員会公開規定第 3 条に基づき、阿賀野川水系流域委員会（以下、「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項について定めるものである。

第 2 条（受付）

事務局は傍聴受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴受付にて申し込みを行うものとする。なお、傍聴許可は受付先着順とし、許可人数は傍聴席の数までとする。

第 3 条（入室）

委員会の開始までに傍聴受付で申し込みを完了し、傍聴を許可されたもの（以下、「傍聴人」という。）が会場へ入室することができる。なお、傍聴人以外の入室は認めない。また、委員会の開始後はみだりに入退室を繰り返してはならない。

第 4 条（委員会の傍聴）

傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。

- ① 委員会の撮影、録画をしてはならない。（ただし、冒頭での頭取りを除く）
- ② 委員会の録音をしてはならない。
- ③ 発言、私語等を行ってはならない。
- ④ 発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等を行ってはならない。
- ⑤ プラカードを掲げる等の行為や、はちまきの類をしてはならない。
- ⑥ ビラ等の配布を行ってはならない。
- ⑦ みだりに傍聴席を離れてはならない。
- ⑧ 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、通話の際は退室しなければならない。
- ⑨ 前号までの行為のほか、部会の進行を妨げたり、会場の秩序を乱したりする行為をしてはならない。

第 5 条（退場等の措置）

委員長は、前条の規定に違反した傍聴人に対しては、退場を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

第 6 条（その他）

本規定の変更や本規定に定めのない事項については、委員会で定めるものとする。

附則（施行期日）

本規定は、令和 5 年 月 日より施行する。

阿賀野川水系流域委員会及び部会の進め方

令和5年10月26日

国土交通省 北陸地方整備局
河川部

- 1.流域委員会及び部会の目的
- 2.阿賀野川水系河川整備基本方針と河川整備計画
- 3.河川整備計画の点検
- 4.河川整備計画の変更が必要となった場合の流れ
- 5.事業の再評価
- 6.流域委員会及び部会の進め方

(参考) 流域委員会の位置付け

(参考) 流域治水のイメージ

1. 流域委員会及び部会の目的

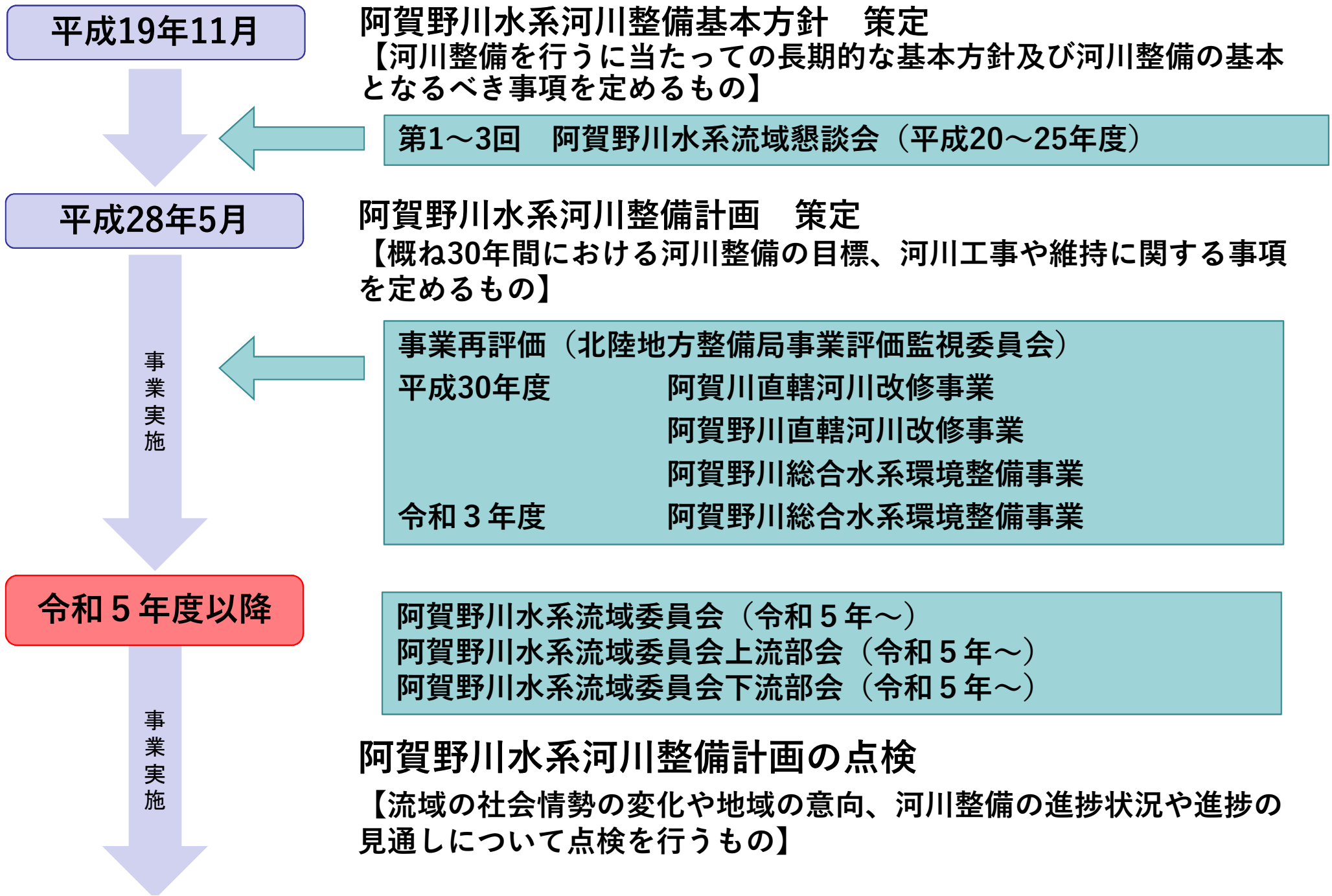
■ 阿賀野川水系流域委員会

1. 河川整備計画の変更や各種施策の進捗等に関して、意見を述べる。
2. 河川整備計画に基づく事業のうち、水系全体を評価単位とする事業の計画段階評価、再評価、事後評価について審議を行う。

■ 阿賀野川水系流域委員会（上流部会、下流部会）

1. 河川整備計画の内容の点検結果について、意見を述べる。
 - ①流域の社会情勢の変化
 - ②地域の意向
 - ③事業の進捗状況及び進捗見通し
 - ④河川整備に関する新たな視点
2. 河川整備計画の変更が必要となった場合に、河川整備計画の変更に対して意見を述べる。
3. 河川整備計画に基づく事業の計画段階評価や再評価（継続や見直し等）、事後評価について審議を行う。

2. 阿賀野川水系河川整備基本方針と河川整備計画



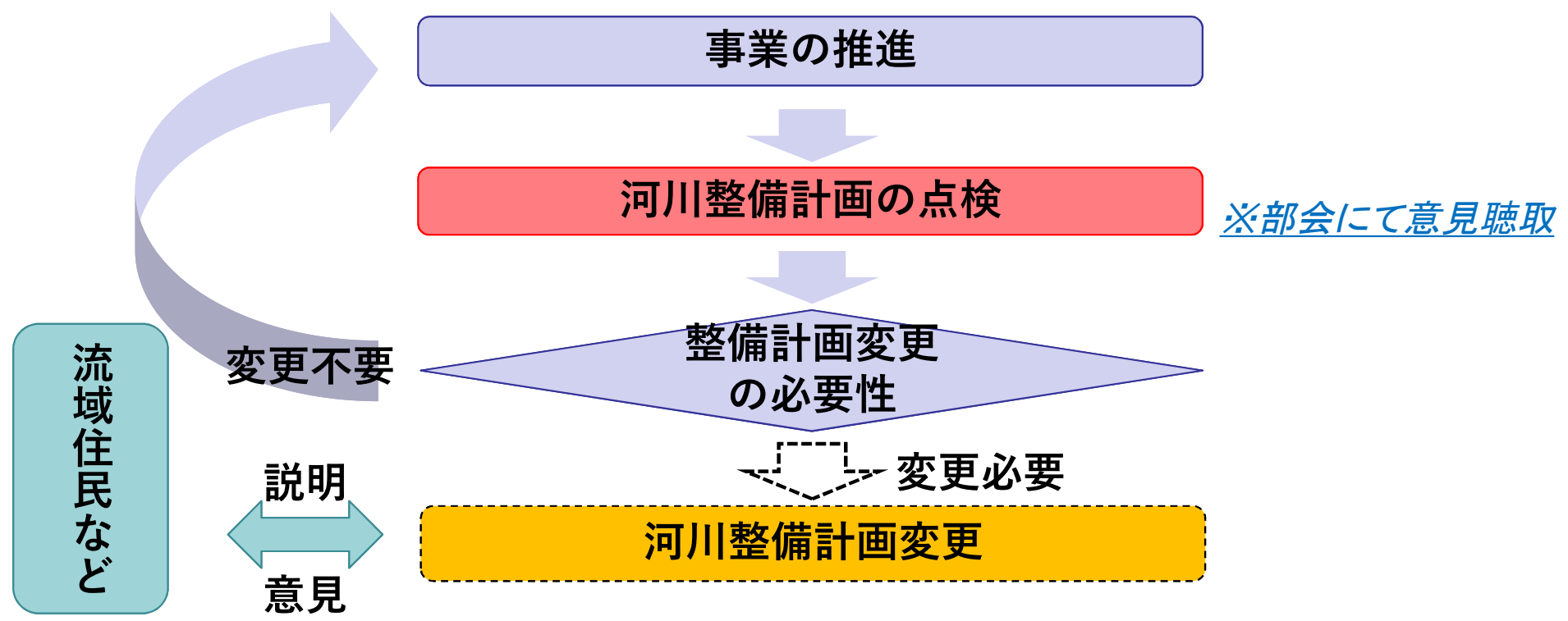
3. 河川整備計画の点検

阿賀野川水系河川整備計画 [大臣管理区間] 【平成28年11月 P.4】

第1章第4節 計画の対象期間

本整備計画は、阿賀野川水系河川整備基本方針に基づいた河川整備の当面の目標であり、その対象期間は概ね30年間とします。

なお、**本計画は現時点**の流域における社会経済状況、自然環境の状況、河道状況等を前提として策定したものであり、策定後の**これらの状況変化や新たな知見、技術の進歩等により、必要に応じて適宜見直し**を行います。



3. 河川整備計画の点検

点検の内容

策定後の、流域の社会情勢の変化、地域の意向、事業の進捗状況、事業の進捗の見通し、河川整備に関する新たな視点などを適切に反映できるように点検を実施。

点検の視点	点検内容
1) 流域の社会経済情勢の変化	・土地利用、人口、資産、交通等の変化 ・近年の洪水等による災害の発生状況 ・気候変動による外力の増大 等
2) 地域の意向	・地域の要望事項 ・地域との連携 等
3) 事業の進捗状況	・事業完了箇所 ・事業中箇所の進捗率 等
4) 事業の進捗の見通し	・当面の段階的な整備の予定 等
5) 河川整備に関する新たな視点	・気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえた流域治水への転換 等



4. 河川整備計画の変更が必要となった場合の流れ

阿賀野川水系河川整備計画 (H28.5.26)

← 河川整備計画の点検結果: 変更の必要性あり

阿賀野川水系河川整備計画 変更原案 公表

学識経験者等からの意見聴取

住民からの意見聴取
(ウェブサイト、閲覧等)

流域委員会 (部会含む) にて意見を聴取

- ・流域委員会 : 全体の意見聴取
- ・上流部会 : 上流部の意見聴取
- ・下流部会 : 下流部の意見聴取

阿賀野川水系河川整備計画 変更案 公表

関係知事意見聴取

関係機関協議

阿賀野川水系河川整備計画 変更

5. 事業の再評価

事業の再評価の目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業採択後一定期間を経過した事業等の評価を行い、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。

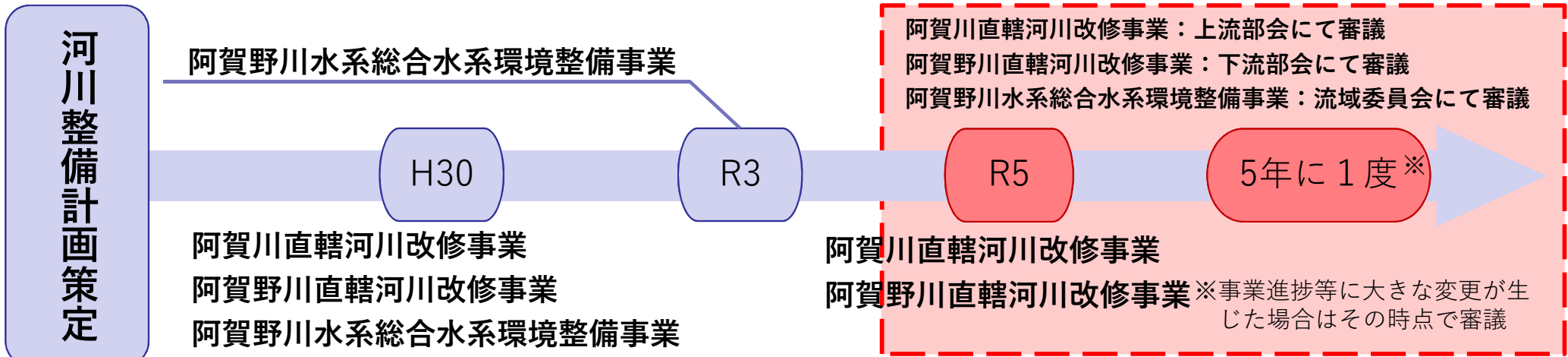
2. 事業評価監視委員会

再評価の実施主体の長は、再評価、事後評価に当たって事業評価監視委員会を設置し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

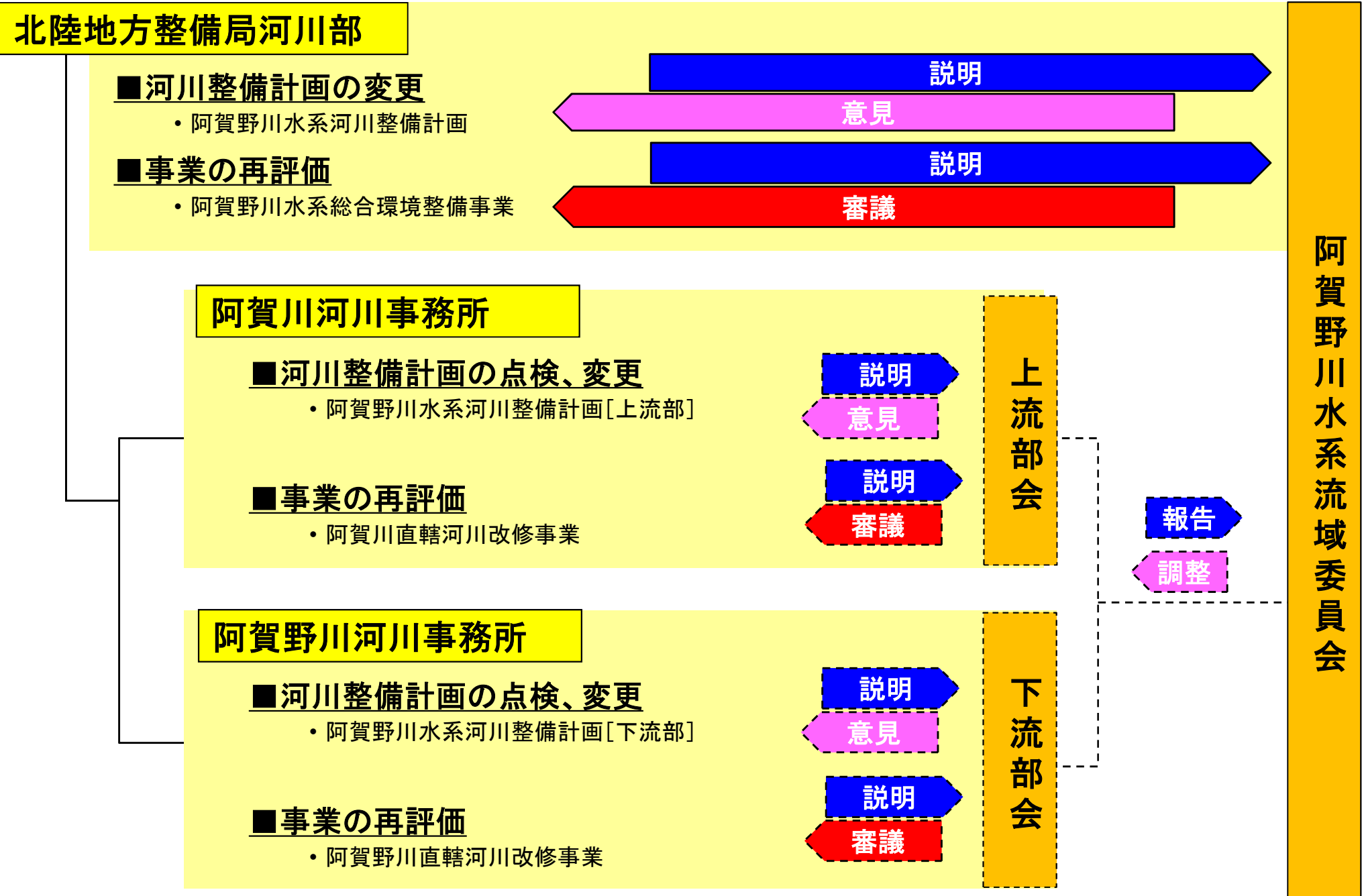
3. 流域委員会の位置付け

河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。

「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」より抜粋



6. 流域委員会及び部会の進め方(概念図)



(参考)流域委員会の位置付け

流域委員会

- ・ 河川に関して学識経験を有する者が河川整備計画の変更や、各種施策の進捗等に関して意見を述べる。
- ・ 河川整備計画に基づく事業のうち、水系全体を評価単位とする事業の計画段階評価、再評価、事後評価について審議を行う。

大規模氾濫減災協議会

- ・ 想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行う。

流域治水協議会

- ・ 近年の激甚な水災害、気候変動の影響および社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で水災害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行う。

河川整備計画

(河川法第16条の2)

河川整備基本方針に基づき河川管理者が定めるもの

<手続き>

- 関係地方公共団体の長の意見を聴く
- **学識経験者や関係住民の意見を聴く**
- 策定後、公表する

<内容>

- 20～30年後の河川整備の目標を明確にする
- 個別事業を含む具体的な河川の整備の内容を明らかにする

環境整備事業、自然再生計画 (個別の検討会)

避難・水防対策

(水防法第15条の9第1項)

地域の取り組み方針として避難計画、防災教育、水位情報の強化、水防体制の充実などを作成

<構成員>

- 一 国土交通大臣
- 二 当該河川の存する都道府県の知事
- 三 当該河川の存する市町村の長
- 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 五 当該河川の河川管理者
- 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
- 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

流域治水の検討

流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方

- 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、
 - ① 氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策
 - ② 被害対象を減少させるための対策
 - ③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める

流域治水プロジェクト R3～

